

公益財団法人日本アイスホッケー連盟
評議員の選任規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟の定款第11条及び第13条に基づき、評議員選任に関する事項について定める。

(評議員候補者を推薦する権利)

第2条 各加盟団体は、評議員会に対して各1名の評議員候補者を推薦することができる。ただし、推薦時に登録チームが存在しない加盟団体は、評議員推薦の権利を喪失する。

(評議員の義務)

第3条 評議員は、特別な事情がない限り、評議員会に必ず出席する義務を負う。選定された評議員は、就任時に評議員会出席の誓約書を提出するものとする。

(推薦辞退)

第4条 評議員会出席の誓約書を提出できない加盟団体は、評議員候補者の推薦を辞退することができる。

(評議員会の役割)

第5条 評議員会は、各加盟団体から提出された評議員候補者を取りまとめ、評議員選定委員会に推薦する。

(評議員選定委員会委員の任期)

第6条 評議員選定委員会委員の任期は、次の評議員選定委員会が新たに設置されるまでとする。

(評議員の辞任と補充)

第7条 評議員が任期内に辞任する場合は、評議員選定委員会に所定の辞任届を提出する。評議員選定委員会は必要に応じて評議員の追加または補充を行うことができる。

(本規程の変更)

第8条 この規程は、評議員会と理事会の議決により変更することができる。

附則

- 1.本規程は、公益財団法人の発足時の評議員を推薦する時点から施行する。
- 2.本規程は、平成23年9月28日から施行する。